

キャッシュ・クーリエ事案に係る税関との更なる連携強化について（通達）

令和7年12月19日付け、警察庁丁組一発第675号、丁生経発第199号、丁組二発第451号、丁国捜発第2924号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長、警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官から各都道府県警察の長宛て

（概要）

昨今、税関による多額の現金の無許可輸出事案の摘発が続いているほか、出国時における犯罪収益等と疑われる多額の現金の申告も増加している状況であることに鑑み、出国者が持ち出そうとする支払手段等又は貴金属に犯罪収益等の疑義がある場合の税関と警察との更なる連携強化を図ることにより、多発するキャッシュ・クーリエ事案の取締りをより一層推進することを指示したもの。